

園務改善サービス提供業務に係る提案要領

園務改善サービス提供業務（以下、「業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定により受託事業者を決定するため次のとおり提案を募集する。

1 名称等

園務改善サービス提供業務

2 業務内容

- (1) 園務改善サービスの提供
 - (2) 園務改善サービスの利用に係る教員研修
 - (3) 園務改善サービスの導入・利用支援
- ※ 詳細は別紙仕様書のとおり。

3 履行期間

令和8年4月1日（水）（予定）から令和9年3月31日（水）まで

4 契約金額の上限

金1,980,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

5 プロポーザルの参加資格

参加事業者（コンソーシアムも参加可能）は、次の資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号及び第5号に該当するものでないこと。
- (2) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (3) 本市の競争入札参加有資格者（本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、本業務委託に関するプロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）であること及び入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 本事業の主旨を十分に理解し、事業を円滑に実施できる規模のスタッフを有し、的確に遂行できること。
- (5) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる取組を行っていること。
- (6) 類似業務での他自治体（中核市以上）を相手方とした契約実績（自治体を契約の相手方としていない場合であっても、中核市が保有する学校数と同規模以上の自治体以外が設置する教育・保育施設等を相手方とする契約実績を有する場合を含む。）があること。
- (7) 仕様書内「4 サービス機能・非機能要件」及び機能詳細一覧（様式2）内の機能必須要件を備えていること。

6 参加手続等

(1) 提出書類・部数・期限

参加事業者は、下記のとおり京都市教育委員会 学校指導課に事前に電話連絡のうえ、書類を持参、郵送又は電子メールで提出すること。

No.	提出書類	部数（郵送・持参の場合）	提出期限（必着）
1	参加意向確認書（様式1）※押印不要	1部	令和7年12月17日（水）午後5時まで
2	業務提案書（任意様式）	8部	
3	業務提案書補助資料（任意様式）	8部	
4	機能詳細一覧（様式2）	8部	令和7年12月19日（金）午後5時まで
5	業務受託見積書（様式3）※押印不要	1部	
6	個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書（様式4）	1部	

(2) 留意事項

- (ア) 提案書類の作成及び提出に係る費用は、事業者の負担とし、提出された提案書類は事業者に返却しない。
- (イ) 提出された提案書類については、事業者の選定以外の用途で使用しない。

- (ウ) 応募後に辞退する場合は、書面にて辞退届（任意様式）を提出すること。
- (エ) 提出書類を本要領に定める提出期限、提出方法によらずに提出した場合、提出書類に記載すべき事項の全部、もしくは一部が記載されていない場合、または不備がある場合は無効とする。
- (3) 提出書類作成に係る補足
- (ア) 参加意向確認書（様式1）
参加意志のある場合は持参、郵送又は電子メールで提出すること。
- (イ) 業務提案書
以下の評価項目に沿った提案内容を記載すること。
原則として、A4用紙を使用し、表紙を除き20ページ（両面印刷であれば10枚）以内に収めること。形式は自由とする。
- ① 運営体制
 - ・本事業趣旨を踏まえ、運営・実施体制が確保されており、連絡担当者等役割分担や責任が明確であること
 - ・事前設定等利用開始前から契約期間終了時まで、利活用に向けた計画やスケジュールを提案していること
 - ② サービス提供
 - ・仕様書「4 サービス機能・非機能要件」及び機能詳細一覧（様式2）を踏まえ、適切なサービスを提供すること
 - ・市教委と学校、保護者を対象とした問い合わせ窓口があり、トラブル発生時を含め迅速な対応が可能であること
 - ・利用に必要な登録作業・年度更新処理等は、教職員及び保護者の負担にならないよう配慮されていること
 - ・サービスの利用に係る教員研修を実施し、研修理解を深めるコンテンツや研修専用の環境を予め準備したうえで、利用全体の流れを説明すること
 - ③ セキュリティ対策等
 - ・十分なセキュリティ対策を行っていること
 - ・本業務の履行に当たり適切な情報管理を行っていること
 - ④ 自由提案項目
 - ・仕様書「4 サービス機能要件・非機能要件」及び機能詳細一覧（様式2）に記載のないサービスや機能等について、提案内容が優れていること
- (ウ) 業務提案書補助資料
業務提案書補助資料として、次の内容が記載された資料を提出すること。形式は自由とする。
- ① 企業または団体の概要が分かるもの
 - ② 類似業務で、他自治体（中核市以上）を相手方とした契約実績（自治体を契約の相手方としていない場合であっても、中核市が保有する学校数と同規模以上の自治体以外が設置する教育・保育施設等を相手方とする契約実績を有する場合を含む。）（自治体名、契約内容、学校数、期間等明記すること）
- (エ) 機能詳細一覧（様式2）
機能の詳細に関する設問に回答を記載し、提出すること。
- (オ) 業務受託見積書（様式3）
提案に基づき契約金額の上限の範囲内で見積金額を記載し、提出すること。

7 配布資料（京都市教育委員会ホームページ掲載資料）

- 資料1-1：提案要領
資料1-2：参加意向確認書（様式1）
資料1-3：機能詳細一覧（様式2）
資料1-4：業務受託見積書（様式3）
資料2-1：仕様書
資料2-2：共通仕様書（システム開発・保守）
資料2-3：共通仕様書（個人情報）
資料2-4：個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書（様式4）
資料3：提案内容採点表
資料4：コンソーシアム協定書様式

8 提案募集に関する質疑

(1) 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和7年12月12日（金）午後5時までに（必着）、書面（様式自由）で、担当部局宛てに事前に電話連絡のうえ持参又は電子メールにより提出すること。

(2) 質疑に対する回答

すべての質疑及び回答については、令和7年12月16日（火）までに京都市教育委員会のホームページ（公募型プロポーザル情報のページ）に掲載する。

なお、回答は、本要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとする。

9 ヒアリングの実施

提案内容を確認したうえで、事務局にて必要と判断した場合には個別ヒアリングを実施する。

実施時刻、利用可能な機器等詳細については、別途電話または電子メールで連絡する。

10 受託候補者の決定

(1) 選定委員会

選定委員会は、以下の委員で構成する。

【選定委員】（4名程度）

教育委員会事務局指導部学校指導課 課長

教育委員会事務局指導部学校指導課 担当課長

教育委員会事務局学校事務支援室 担当課長

教育委員会事務局指導部学校指導課 首席指導主事

(2) 選定方法

提案内容採点表をもとに、提出書類及びヒアリング内容について選定委員会で審査を行い、最も高い評価を得た提案を行ったものを受託候補者として選定する。

なお、評価点が60点以上であることを選定の条件とする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年1月19日（月）前後に書類によって通知する。

11 契約の締結

(1) 受託候補者の選定後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容についての協議を行い、契約条件について合意に達した後に契約を締結する。

なお、受託候補者がコンソーシアムである場合は、契約を締結するまでに、契約の履行に当たる事業者及び業務分担等を明示した「コンソーシアム協定書」（資料4の様式により作成）の提出を求める。

(2) 受託候補者と契約条件について合意に達しなかった場合は、本市と受託候補者は契約しないこととする。

(3) 上記（1）～（2）いずれの場合においても、受託候補者は、生じた損害について、本市に請求することができないものとする。

なお、提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合や受託候補者が提案書類提出の日から契約締結日までの間に、競争入札参加停止の処分を受けた場合は、失格とする。

(4) 仕様書は、業務委託業者選定に係る基本的事項を定めたものであり、契約締結にあたっては、提案内容を踏まえ内容を変更する場合がある。

12 スケジュール

内 容	日 時
質疑締切	令和7年12月 12日（金）午後5時まで
参加意向確認書の提出	令和7年12月 17日（水）午後5時まで
業務提案書等の提出	令和7年12月 19日（金）午後5時まで
ヒアリング※実施する場合	令和8年1月上旬
受託候補者選定	令和8年 1月 19日（月）前後
審査結果通知	同上
事前打合せ・研修会等	令和8年 2月、3月 ※受託事業者と別途調整
契約予定日	令和8年 4月 1日（水）※令和8年4月1日から利用できること

13 予算不成立の場合の無効

本件に係る令和8年度予算が成立しないときは、契約しないものとする。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る経費が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。
また、本市が契約を締結しなかったために生じた損害の賠償についても、本市に請求することはできない。

14 提出先及び問い合わせ先

〒604-8571 京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 番地 北序舎 7階
京都市教育委員会事務局 学校指導課 幼児教育担当
電話 075(222)3806 FAX 075(231)3117 【担当：高木 茉友、村田 佐織】
Eメール gakkousidouka@edu.city.kyoto.jp